

九州大学先導物質化学研究所規則

平成16年度九大規則第138号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 4月 27日
(令和3年度九大規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、先導物質化学研究所（以下「研究所」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所長)

第2条 学則第25条の規定により、研究所に、所長を置く。

(副所長)

第3条 学則第25条の規定により、研究所に、副所長を置く。

2 副所長は、研究所の専任の教授をもって充てる。

(教授会)

第4条 学則第31条の規定により、研究所に、教授会を置く。

(運営諮問委員会)

第5条 研究所に、研究所の運営等に関する事項について所長の諮問に応じるため、運営諮問委員会を置く。

2 運営諮問委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第126号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第105号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第19号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。